

■島根県内の医療機関が実施している医学生等向け奨学金

平成28年9月現在

病院	奨学金制度の概要					問合せ先
	対象者	募集定員	貸与額	貸与期間	返還免除条件	
1 総合病院松江生協病院	医学生		・Aコース月額10万円 ・Bコース月額15万円	大学の過程を修了する月まで	初期研修修了後、島根民医連の医療機関(松江生協病院、出雲市民病院、斐川生協病院)に入職し、Aコースが貸与期間を勤務、Bコースが貸与期間の1.5倍を勤務	島根県民主医療機関連合会 0852-31-3360 igakutai117@gmail.com http://shimane-min.com
2 医療法人陶朋会 平成記念病院	大学に進学しようとする者または在学中の者で、地域医療を志し、平成記念病院で内科医師として一定期間勤務する意思のある者		・月額15万円 ・入学年相当30万円	大学の課程を修了する月まで	臨床研修修了後、貸与を受けた期間と同年数以上(但、3年以上)平成記念病院で勤務	総務課 0854-45-5111 soumu@heisei-hosp.jp http://www.heisei-hosp.jp/scholarship#igakusei
3 出雲市民病院	医学生		・Aコース月額10万円 ・Bコース月額15万円	大学の過程を修了する月まで	初期研修修了後、島根民医連の医療機関(松江生協病院、出雲市民病院、斐川生協病院)に入職し、Aコースが貸与期間を勤務、Bコースが貸与期間の1.5倍を勤務	島根県民主医療機関連合会 0852-31-3360 igakutai117@gmail.com http://shimane-min.com
4 斐川生協病院	医学生		・Aコース月額10万円 ・Bコース月額15万円	大学の過程を修了する月まで	初期研修修了後、島根民医連の医療機関(松江生協病院、出雲市民病院、斐川生協病院)に入職し、Aコースが貸与期間を勤務、Bコースが貸与期間の1.5倍を勤務	島根県民主医療機関連合会 0852-31-3360 igakutai117@gmail.com http://shimane-min.com
5 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	・原則6年生 ・臨床研修終了後、浜田医療センターに常勤職員(医師)として勤務することを希	若干名	120万円/年	原則1年	初期研修修了後3年以内に浜田医療センターへ貸与期間相当の期間以上勤務	管理課 0855-25-0505 kaga-k@hamada2.hosp.go.jp http://www.hamada-nh.jp/
6 社団法人益田市医師会立益田地域医療センター医師会病院	医学生	なし	月額5万円	貸付決定～大学の課程を修了するまで	初期研修を修了し、18年以内に医師として3年間医師会病院にて勤務すること	人事課 0856-31-0545 k-oi@masumi.shimane.med.or.jp http://www.masuda-med.or.jp
7 津和野共存病院	資格取得後、当法人に勤務する意思のある者で、学校に在学中又は入学が決定した者	若干名	月額 上限7万5千円	大学を卒業する月まで	当医療法人に採用された後、奨学金貸与期間と同一の期間勤務した場合、全額免除する	事務部総務係 0856-72-0660 saitou@tsuwano-hp.or.jp http://kisseido.jp
8 隠岐広域連立立隠岐病院	将来医師として隠岐病院に勤務しようとする医学生又は大学の医学課程に進学予定の者	2名程度	・月額10万円 ・月額15万円(大学院生)	大学の医学課程または大学院の課程の正規修学年限を終了する月まで	・大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、当該病院において、貸与期間に相当する期間医師の業務に従事 ・大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、当該病院において、貸与期間に相当する期間医師の業務に従事	事務局総務課 08512-6-9150 info@okikouiki.jp http://www.okikouiki.jp
9 隠岐広域連立立隠岐島前病院	将来医師として隠岐島前病院に勤務しようとする医学生又は大学の医学課程に進学予定の者	1名程度	・月額10万円 ・月額15万円(大学院生)	大学の医学課程または大学院の課程の正規修学年限を終了する月まで	・大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、当該病院において、貸与期間に相当する期間医師の業務に従事 ・大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、当該病院において、貸与期間に相当する期間医師の業務に従事	総務課 08514-7-8211 dozenhp@asahi.email.ne.jp

※平成28年9月現在で、県で把握しているものです(医療機関の同意を得ているもののみ掲載)。制度の詳細は各医療機関にご確認ください。